

いじめ発生時の「あつみ小学校」としての組織対応について

≪ 1 児童の気になる情報をキャッチ ≫

- ① いじめられた児童や保護者からの訴え
- ② 他の児童からの情報
- ③ いじめらしき現場を発見
- ④ 児童の言動からいじめのサイン
- ⑤ 家庭や地域からの情報
- ⑥ アンケート調査等

≪ 2 情報を受けた教職員は校内で報告 ≫ ※単独での判断・対応はしない。素早く組織対応

- ① 情報伝達の微妙な食い違いを防ぐために、簡単な報告書（記録）を作成
・日時 ・場所 ・被害者 ・加害者 ・内容や状況等
- ② 発見者 → 担任 → 生徒指導主任 → 教頭・校長 のルートで報告を基本とする。

≪ 3 いじめ対策委員会（1）当該児童に聞き取りをする前に ≫

- ① 構成員：校長、教頭、教務、生徒指導主任、担任、養護教諭、発見者
(状況によって特別支援コーディネーターが加わることもあり。)
- ② 資料：いじめ報告書、被害・加害児童に関する資料（家庭環境調査票など）
- ③ 会議内容： ≪原則≫ ※「いじめは絶対に許さない」との強い認識に立つ。
※ いじめられている子どもの側に立って判断する。
 - ア) 事実確認のための計画（役割分担、聞き取り日時、聞き取り場所など）
・被害児童面接 ・加害児童面接 ・周囲の児童面接 ・保護者への連絡
 - イ) 事実確認の項目
 - ・いじめの状況（日時、場所、人数、様態や集団の様子）
 - ・いじめの動機や背景 ・被害、加害児童の言動とその特徴
 - ・保護者が知っていること ・他の問題行動等との関連

・ネットいじめの状況（ネット上への書き込み内容・発信日時、発信者等）確認

≪ 4 事実確認の実施 ≫

※ 事実確認は速やかに。集約は文書にまとめる。

- ① 事実関係が確定するまで、対応会議のメンバーで情報交換をして、確認内容を集約する。
- ② 事実確認を行うときの留意点
 - ア) 被害児童に対して
 - ・ 教師は被害者の見方に立ち、子どもを支える立場で接する。
 - ・ いじめられていることを語りたがらない場合は、性急にならずに、気持ちに寄り添って話を聞く。
 - イ) 加害児童に対して
 - ・ いじめと感じていなかったり認めようとしなかったりする場合は、受容的に聞く。
 - ・ いじめには、けんか両成敗的な指導はしない。
 - ウ) 被害児童保護者に対して
 - ・ 保護者には直接会って面談をし、保護者の立場や心情に十分配慮しながら、現段階での状況と今後の対応について説明する。
 - ・ 保護者の考えや求めが具体的に何であるかを確認して、話を終えるよう配慮する。
 - エ) 周囲の児童へ
 - ・ 事実を確認する段階では、安易に善し悪しの判断を伝えない。
 - ・ 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多角的に検討し、事実関係を明確にする。
 - ・ 当事者以外から情報提供されたとき、情報源に迷惑がかからないように配慮する。

≪ 5 いじめ対策委員会（2） ≫ ※状況によっては、校長（又は教頭より）市教委へ連絡する。

【会議の内容】

- ① 指導方針の検討と決定 及び 指導体制の確立

＜例＞（実際には、前担任・T.T担当・教科担任なども考慮しながら対応する）

- ・ 被害児童担当チーム … 担任、養護教諭、（スクールカウンセラー）
- ・ 加害児童担当チーム … 生徒指導主任、担任、やさしい子育て部
- ・ 保護者との連携担当チーム … 教頭、教務主任、担任
- ・ 周囲の児童担当チーム … やさしい子育て部

② いじめが長期化・複雑化した場合の、関係機関との連携の必要性の有無を確認

＜6 いじめ解決への指導・支援＞

【被害児童担当チーム】

- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられた児童が安心できる環境の確保を図る。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラー等の外部専門家の協力を得る。
- ・ ネットいじめの場合は、必要に応じて通信業者（プロバイダー）や警察の協力を得る。
- ・ 徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

※ 自殺につながる可能性がある場合は「TALKの原則」に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。
いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行いながら、いじめの再発防止に努める。

- ・ Tell : 心配していることを伝える、
- ・ Ask : 自殺願望について尋ねる、
- ・ Listen : 気持ちを傾聴する、
- ・ Keep safe : 安全の確保

【加害児童担当チーム】

- ・ 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・ いじめた児童に対しては、複数の教職員が連携して対応し、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門家の協力を得る。また、ネットいじめの場合は、必要に応じて通信業者（プロバイダ）や警察の協力を得る。
- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。
- ・ いじめた児童が抱えている問題など、いじめの背景にも目を向け、安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・ 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。状況に応じて心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、場合によっては特別の指導計画による指導や、警察と連携した措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることから、懲戒を加える際には、教育的な配慮を十分にし、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
- ・ 状況に応じて、学校教育法第35条の規定に基づき、出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

【保護者との連携担当チーム】

ア) いじめられた児童生徒の保護者への対応

- ・ 家庭訪問等により、迅速に保護者へ事実関係を伝える。
- ・ 保護者の心情を配慮しながら、誠意をもって対応する。
- ・ 事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。

- ・ 保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。
- ・ 学校で安心して生活できるようにすることを約束する。
- ・ 具体的な対応と経過については、今後、連絡を取り合う中で説明することを伝える。

イ) いじめた児童の保護者への対応

- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・ 保護者に対する継続的な助言を行う。また、子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。
- ・ 保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。
- ・ 保護者が我が子の正当性を主張したり、いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながら、「いじめは許されないことであり、学校として毅然とした態度で取り組む」ということを理解できるようにする。
- ・ 必要に応じて、複数の教職員で保護者の対応にあたる。

【周囲の児童担当チーム】

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸せにするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の児童に徹底して指導する。いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ いじめを止めたり、教職員に伝えたりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。(場合によっては全校指導も行う。)

《7 いじめ対策委員会(3)》

① 経過観察について

- ・ 「いじめのサイン(兆候)はないか。」「交友関係はどうか。」「意欲的に生活できるようになったか。」等の観察後、三者面談(本人、保護者、担任等)を行い、「いじめられている」という本人および保護者の意識について、現状を確認する。

② いじめのその後についての検討

- ・ 「発生したいじめが解決したと判断できるか」「これまでの指導・支援の方針を再検討する必要はあるか」について、指導後の状況を多角的に確認する。(本人、周囲、保護者などからの定期的な聞き取り)

※ いじめの解決とは、当事者間の謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む児童の集団が、好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

→ P.10 (5) **いじめに対する措置に関する取り組み** ②いじめが「解消している」状態

《8 いじめ対策委員会(最終)》

いじめが解決したと認定してよいかを検討する。

→ 解決していない場合は、P.18《5 **いじめ対策委員会(2)**》へ戻り、再検討

→ 解決した場合は、前述のP.4~第2 **いじめ防止等のための対策の内容に関する事項** の

1 あつみ小学校の基本的な取り組み (3) いじめの防止に関する取り組み(P.7)へ移行する。